

「鉄建公団訴訟」高裁判決に対する見解

今日、東京高裁はいわゆる「鉄建公団訴訟」について、旧国鉄を承継した独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対し、「不公正な選考で採用の可能性が侵害され、精神的損害を受けた」として原告に一人当たり550万円の損害賠償を命ずる判決を行った。

今回の判決は、雇用関係については2005年9月15日の東京地裁判決を踏襲して認めなかったが、賠償額を50万円増額した。

JR総連はこれまで繰り返し明らかにしてきたように、国鉄の分割民営化の過程で生み出された1047人の解雇者の苦境に対する人道的解決が必要であると認識してきたし、ILOに対してもその見解を表明している。

南裁判長は判決を言い渡した後、「本判決を機に、早期に解決されることを望みます」と述べたと伝えられるが、分割民営化から22年を経た今、早期の問題解決が求められていることは言うまでもない。国労の対応が問われている。

取り巻く状況は厳しい。サブプライムローン問題に端を発する金融経済危機が深刻化するなか、労働者に犠牲が押し付けられ、なかでも派遣など非正規雇用の労働者は深刻な状況に置かれている。またその一方で労働組合への攻撃が強まり、露骨な組合つぶしが横行し、浦和電車区事件が示すように労働組合の団結を守るための職場集会の討論まで犯罪とされる弾圧が繰り返されている。

こうした状況の下で、労働者と労働組合を攻撃の嵐から守る広範な闘いの輪が求められている。JR総連と国労の間には、国鉄分割民営化への対応をめぐる大きな食い違いが存在したし、現在も方針上の隔たりは大きい。しかし、少なくともいま労働組合に緊急に求められている課題をめぐる力を合わせることは不可能ではないだろう。その一環として1047人問題をとらえ、解決を図ることこそ問題解決の道ではないだろうか。

JR総連はこれまで再三再四、国労に対して話し合いを呼びかけており、その態度は今も変わっていない。この機会に、国鉄分割民営化の際の組合対応をめぐる真摯な総括の議論も含めて、あらためて国労に話し合いを呼びかける。

他方、麻生邸見学ツアー弾圧で一躍脚光を浴びた警視庁公安部公安二課長(公安警察の労働組合対策責任者)とJR連合の角田会長が酒食を共にし、懇談した事実が明らかになった。団結権を葬り去る弾圧の指揮者と和やかに語り合う「労働組合」幹部の姿は、日本の労働運動の陥っている混迷状況を端的に示している。このような流れに与するのか、それとも労働者全体が直面している問題に真剣に立ち向かうのが国労に問われている。

2009年3月25日

全日本鉄道労働組合総連合会(JR総連)